

## 行革甲子園応援企業認定制度実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、全国の市区町村が行政改革の優良事例を共有し、自らの取組に活用することにより、行政改革の更なる推進を図るため、愛媛県（以下「県」という。）が取り組む「行革甲子園」において、大会開催の周知や応募事例のPRなど日常的に行革甲子園の取組みを支援する企業を認定する行革甲子園応援企業認定制度について、必要な事項を定め、もって先進事例の更なる収集及び横展開を図ることで、それぞれの地域のイノベーションにつなげることを目的とする。

### (行革甲子園応援企業の登録要件)

第2条 県は、行革甲子園の趣旨に賛同して、日常的に行革甲子園の取組みの支援を行おうとする、次の各号に掲げる条件を満たす企業から申請があった場合は、当該企業を行革甲子園応援企業（以下「応援企業」という。）として登録することができるものとする。

- (1) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (2) 事業者の役員等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。

### (応援企業の登録申請)

第3条 応援企業への登録を希望する企業は、行革甲子園応援企業登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、県に申請するものとする。

### (応援企業の登録)

第4条 県は、申請内容を審査し、問題がないと認めた場合は、応援企業として登録のうえ登録証を交付するものとする。

### (応援企業の辞退)

第5条 応援企業は、第2条の登録要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、行革甲子園応援企業辞退届出書（様式第2号）により、速やかに県に届け出なければならない。

### (応援企業の取消し)

第6条 県は、応援企業が、第2条の各号に掲げる条件を満たさなくなったとき又は応援企業として適当でなくなったと認められるときは、職権により登録を取り消すことができる。

(その他)

第7条 本要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和2年11月2日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

行革甲子園応援企業登録申請書

行革甲子園応援企業認定制度実施要項第 3 条の規定に基づき、次のとおり  
行革甲子園応援企業への登録を申請します。

項 目	内 容
貴 社 名	
代表者職氏名	
所 在 地	
電 話 ・ F A X	TEL : FAX :
メールアドレス	
ホームページ (URL)	
担当者 職・氏名 (連絡先) ※連絡先が同じ場合は不要	職名 氏名 TEL : FAX : e-mail :
支援内容	

【提出先】

愛媛県総務部総務管理局市町振興課連携推進係

住 所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

T E L 089-912-2216

F A X 089-912-2209

e-mail g-koushien@pref.ehime.lg.jp

(様式第 2 号)

年 月 日

行革甲子園応援企業辞退届出書

行革甲子園応援企業認定制度実施要項第 5 条の規定に基づき、次のとおり行革甲子園応援企業への登録を辞退したいので、届け出ます。

項 目	内 容
貴社名	
代表者職氏名	
所在地	
電話・FAX	TEL : FAX :
メールアドレス	
ホームページ (URL)	
担当者 職・氏名 (連絡先) ※連絡先が同じ場合は不要	職名 氏名 TEL : FAX : e-mail :
登録番号	
登録年月日	
辞退理由	

【提出先】

愛媛県総務部総務管理局市町振興課連携推進係

住 所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

T E L 089-912-2216

F A X 089-912-2209

e-mail g-koushien@pref.ehime.lg.jp